

建 第 2 0 9 3 号

令和 4 年 1 月 27 日

関 係 団 体 各 位

山形県県土整備部長

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

この度、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 2 月 20 日までの期間において、本県にまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。

つきましては、同措置に伴う要請を行う区域を山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町とし、同区域に別添のとおり要請を行うことといたしました。

また、重点措置区域以外におきましても、この度の措置に伴い、別添のとおり要請を行います。

つきましては、これらのことに係る会員事業所等への周知について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔担当〕

県土整備部建築住宅課

技術員 伊達 由

TEL 023-630-2433